

# 令和6年度 四街道市育休代替任期付職員採用試験案内 (一般行政)

《受付期間》 令和6年10月15日(火)～11月18日(月)

《試験日》 令和6年12月8日(日)

《集合時間及び場所》

◆9時00分・四街道市役所 本庁舎本館1号棟3階 総務部人事課

## 1 試験の対象となる職の種類及び募集人数

下記職種の育休代替任期付職員を募集します。

職種	募集人数
一般行政	若干名

※ 「育休代替任期付職員」とは、育児休業を取得する職員の代替として採用する職員で、正規職員の休業期間を任期として勤務します。給与、勤務時間、休暇等の勤務条件は、原則として任期の定めのない職員と同様です。ただし、育児休業の取得及び育児短時間勤務はできません。

## 2 試験の対象となる職の職務と責任の概要及び給与

### (1) 職務と責任の概要

職種	職務と責任の概要
一般行政	住民に身近な行政サービスとして戸籍、税金、年金や福祉業務、各種事業の調査、企画等の一般行政事務を行います。

### (2) 給与

令和6年4月1日現在の初任給(地域手当含む)は、下記のとおりです。

大学卒	短大卒	高校卒
222,640円	199,980円	187,990円

※ 勤務経験を有する方には、上記の金額に一定の基準で算出した金額が加算されます。

※ このほかに、期末・勤勉手当(年間4.5月分(採用日によって支給月数が変わります))が支給されます。また、支給要件に応じて、通勤手当、時間外勤務手当等が支給されます。

※ 期末・勤勉手当の支給月数は予算上の数値です。勤勉手当の支給月数は、人事評価の結果に基づき決定されます。

## 3 勤務時間、休暇等

### (1) 勤務時間

1週間の勤務時間 38時間45分  
始業8時30分～終業17時15分(休憩1時間)

### (2) 休暇

年次休暇 年間20日※  
このほかに、一般職員に準じて夏季休暇(7日※)等が付与されます。  
※ 採用日によって付与日数が変わります。

### (3) 社会保険

千葉県市町村職員共済組合(健康保険・厚生年金)に加入となります。

#### 4 受験資格

職種	資格等
一般行政	平成18年4月1日までに生まれた方。（※年齢の上限はありません。また、学歴、国籍は問いません。）

- ※ 次のいずれかに該当する人は受験できません。
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - ・四街道市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
  - ・日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

#### 5 試験の方法

個別面接

#### 6 受験申込書の入手及び提出の場所並びに時期及び手続

##### (1) 申込書の入手方法

申込書は、令和6年10月9日（水）から四街道市ホームページで印刷することができます。

なお、郵送により請求する場合は、封筒の表に「育休代替任期付職員採用試験申込書請求」と朱書きし、郵便番号、住所、氏名を記入し140円切手を貼った返信用封筒（角形2号）を同封の上、市役所人事課に郵送してください。

##### (2) 申込書等の提出先

**申込書、受験票及びエントリーシート**を市役所人事課へ郵送。

郵便番号、住所、氏名を記入し110円切手を貼った返信用封筒（長形3号）を同封し、封筒の表に「受験申込」と朱書きしてください。

##### (3) 受付期間

令和6年10月15日（火）から11月18日（月）まで。

※ 11月18日（月）の消印があるものまでが有効

※ 郵便事故による不着の責任は負いかねますので、あらかじめご了承ください。

【あて先】 四街道市役所総務部人事課

（郵便番号及び所在地） 284-8555 四街道市鹿渡無番地

（電話番号） 043-421-6105

#### 7 採用予定日

令和7年4月1日

#### 8 育休代替任期付職員の任期等

ア 育休代替任期付職員は、採用試験に合格すると、職種ごと得点順に「育休代替任期付職員採用候補者名簿」に登載され、育児休業を取得する職員の状況等により、名簿の上位者から順に採用が決定されます。名簿に登載される期間は、本人が取り消しを希望しない限り、登載日から令和9年3月31日までです。

イ 職員の育児休業の取得状況に応じて、随時、採用が決定されますが、職員の育児休業の取得状況によっては、「育休代替任期付職員採用候補者名簿」に登載されても採用されない場合があります。

ウ 採用時の任期は、おおむね6ヶ月から3年以内となります。

なお、職員の育児休業期間の延長があった場合等には、3年以内で任期が更新されることがあります。

#### 8 その他

この採用試験の結果等については、口頭による開示請求をすることができます

（下表参照）。

なお、電話、はがき等による請求及び代理人の請求では開示できませんので、受験者本人が受験票及び運転免許証等本人を確認できる書類を持参の上、直接お越しください

い。

開示内容	開示期間	開示場所
総合得点及び順位	結果発表日から2週間	四街道市役所本庁舎本館1号棟3階 総務部人事課

※結果発表日は、試験当日にお知らせします。